

豊田市農業委員会議事録

令和6年5月30日、豊田市農業委員会長は、令和6年5月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第31号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第33号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第34号 生産緑地に係る農業の主たる事業従事者の証明について
- 議案第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 議案第36号 農地利用集積計画の決定について
- 議案第37号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 議案第38号 最適化活動の点検評価について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (15名)

1 番 鈴木喜一郎	2 番 築山 正樹	3 番 中川 豊
4 番 中根 敏明	5 番 深津 峰男	6 番 近藤 和人
8 番 石川 文志	9 番 梅村 逸次	10 番 水嶋 広
11 番 水野 省治	12 番 伊藤喜代司	14 番 中島 匡代
15 番 加知 満	16 番 伊藤 政和	18 番 林 如実

<欠席委員> (4名)

7 番 杉浦 俊雄	13 番 梅村 貢司	17 番 倉知 雅博
19 番 杉田 雅子		

<事務局説明員>

副主幹 山岡 雅史	担当長 杉本 一浩	主査 井上 貴道
主査 大河原美世	担当長 加藤 和紘	

(開会 午後2時00分)

議長：本日、会長が所用により欠席の為、同規則第16条の規定により伊藤政和委員がその職務を代理します。お願い致します。

議長：ただいまより豊田市農業委員会総会を開催致します。
出席状況について事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、7番 杉浦俊雄委員、13番 梅村貢司委員、17番 倉地雅博委員、19番 杉田雅子委員、以上の4名です。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立致しておりますことをご報告致します。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

3番 中川 豊委員、4番 中根敏明委員、以上の2名の委員にお願いを致します。

それでは、議案の審議に入ります。本日の提出議案は、議案31号から第38号までの審議案件8件とその他の報告案件4件です。

それでは順次、議題を上程させていただきます。

令和6年議案第31号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第31号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案をご覧ください。

41番、千足町の件。

担当推進委員の篠田委員からは問題ない旨をご意見いただいております。

42番、千足町の件。

担当推進委員の篠田委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

43番、榊塚西町の件。

担当推進委員の近藤委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

44番、加納町の件。

担当推進委員の羽根田委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特に意見もないようですので、採決致します。

議案第31号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。

よって議案第31号は承認決定されました。

続きまして、令和6年議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局より説明を求めます。

事務局：令和6年議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請について」、立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

113番秋葉町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成16年に隣接地の住宅建築時に、ブロックが越境していたものを今回の申請で是正するものです。

続きまして、114番清水町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、115番若草町の件、資材置場です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、116番瑞穂町の件、家畜診療事業所です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。お願いします。

鈴木委員：4件とも特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、117番岩滝町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、118番永覚町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は上郷支所からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、昭和44年ごろから申請地の一部を住宅敷地として利用していたものを今回の申請で是正するものです。

お願いします。

深津委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、119番、竹町の件、工場・駐車場・資材置場です。

第2種農地です。

判断基準は、竹村駅からおおむね1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、120番、中町の件、駐車場です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成11年から申請地を歯科医院の駐車場として利用していたものを、今回の申請で是正するものです。

続きまして、121番、中町の件、駐車場です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、122番、西田町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準は永覚駅からおおむね1km以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、123番、若林東町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。お願いします。

近藤委員：5件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、124番、加納町の件、分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、125番、加納町の件、宅地造成です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、126番、加納町の件です。分家住宅です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、127番、高町の件、自己用住宅です。

第3種農地です。

判断基準は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員：4件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、128番、保見町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準

は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員：問題ございません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、129番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、130番滝見町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。お願いします。

水野委員：2件とも問題ありません

事務局：ありがとうございました。

続きまして、131番岩倉町の件、残土処分場（一時転用）です。

第2種農地です。

判断基準は住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ha未満であるものです。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、132番、松平町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準はその他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員：2件とも許可相当というように考えます。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、133番、木瀬町の件、分家住宅です。

第2種農地です。

判断基準はその他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、昭和60年頃から申請地を駐車場として利用していたものを今回の申請で是正するものです。お願いします。

中島委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

続きまして、134番、下仁木町の件、自己用住宅です。

第2種農地です。

判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員：はい。問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、135番、中立町の件、住宅敷地増です。

第2種農地です。

判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、136番、御所貝津町の件、駐車場です。

第2種農地です。

判断基準は、その他2種農地です。

許可基準は、第2種農地で周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、令和5年から申請時の駐車場として利用していたものを今回の申請で是正するものです。

本件につきましては、担当の杉田委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨、ご意見をちょうだいしておりますので、ご報告致します。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特に意見もないようですので、採決致します。議案第32号で上程されました24件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。よって議案32号は適当である旨、承認されました。

続きまして、令和6年議案第33号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第33号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

6番、下仁木町の件、変更内容は事業者変更及び事業区域変更です。

本件は、平成18年5月17日付で第5条の転用許可を自己用住宅で得ました。許可後、所有権移転まで済ませましたが、配偶者の実家が所有する愛知県東郷町の敷地で住宅建築することとなり、事業が止まっていました。

また、許可後に分筆され、農道として寄附するなど、住宅敷地として使用できる区域が減少しました。このたび、事業者変更及び事業区域変更により、事業完了を図るものです。なお、事業者が変更となる為、同時に農地転用許可申請がなされております。

お願いします。

加知委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。ここで委員の皆

さんのご質問並びに意見を伺います。

(会場声なし)

ご意見もないようですので、採決致します。議案第33号で上程されました1件について賛成の委員は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。

よって議案第33号は適当である旨、承認されました。

続きまして、令和6年議案第34号「生産緑地に係る農業の主たる事業従事者の証明について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第34号「生産緑地に係る農業の主たる事業従事者の証明について」。

1番、若林西町の件、主たる従事者の故障の為です。

担当推進委員の原田委員からは、証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。ここで委員の皆さんのご質問並びに意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見もないようですので、採決致します。議案第34号において上程されました1件について賛成の委員は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。よって議案第34号は承認決定されました。

続きまして、令和6年議案第35号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第35号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

7番、本地町の件、担当推進委員の篠田委員から証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見もないようですので、採決致します。議案第35号で上程されました1件について賛成の委員は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。よって議案第35号は承認決定されました。

続きまして、令和6年議案第36号「農地利用集積計画の決定について」、事務局の説明を求めます。

農政企画課：令和6年議案第36号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化法促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定します。

今回ご審議いただくのは、利用権設定のうち、令和6年6月1日から貸借期間が開始されるものです。資料は2種類あります。別紙議案第36号資料①は利用権の総括表になります。議案第36号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。ここでは、別紙議案第36号資料①の総括表でご説明させていただきます。3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和6年6月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり58筆7万,732㎡の利用権を設定するものです。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。ここで委員の皆さんにご質問並びに意見を伺います。

(会場声なし)

特に意見もないようですので、採決致します。議案第36号で承認された案件について賛成の委員は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。

よって議案第36号は承認決定されました。

続きまして、令和6年議案第37号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第37号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」、別紙の資料7ページから12ページをご覧ください。

今回、合計で185筆、5万5,842.08平方メートルの土地が対象と

なります。当該土地は、昨年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。ここで委員の皆さんにご質問並びに意見を伺います。

(会場声なし)

特にご意見もないようですので、採決致します。議案第37号で上程されました件について賛成の委員は挙手をお願い致します。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。よって議案第37号は承認決定されました。

続きまして、令和6年議案第38号「最適化活動の点検評価について」事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第38号「最適化活動の点検評価について」、令和4年2月2日付、農林水産省経営局経営局長通知及び同年2月25日付の農林水産省経営局長農地政策課長通知、農業委員会による最適化活動の推進等、いわゆるガイドラインに基づき策定しました以下の点検評価について意見を求めます。

意見を求める評価につきましては、議案に記載のとおり令和5年度推進委員等の最適化活動の点検評価、令和5年度農業委員会の最適化活動の点検評価の2つです。

まず1つ目の令和5年度推進委員等の最適化活動の点検評価についてご説明します。

当日配布資料の13ページをご覧くださいと思います。この資料は、各推進委員等から提出されました月報、活動記録を基に作成したものでございます。左から成果目標の①農地の集積、②緑区分の遊休農地の解消、③新規産業の促進及び活動日数目標について、それぞれ目標、実績、達成率、評価点を記載しております。評価点につきましては、ガイドラインにおいて、各目標の達成率に応じて点数が決められており、その点数が入っております。合計⑥の欄が各推進委員の評価点の合計となります。その右側、全体としての評語につきましてもガイドラインにおいて、評価点の合計点数に応じて決められておりまして、その評語が入っております。

評価点及び評語の評価基準につきましては、17ページに記載しております。

続きまして、2つ目です。令和5年度農業委員会の最適化活動の点検評価についてご説明します。15ページをご覧ください。こちらは、農業委員会全体の最適化活動についてまとめたものになります。先ほどの推進委員等の最適化活動の点検評価と同様に左から成果目標の(1)農地の集積、(2)遊休農地

の解消等、（３）新規参入の促進、そして活動目標についてそれぞれ目標及び実績、最後に点検評価が入っております。

推進委員等の最適化活動の点検評価と異なる点につきましては、活動目標の項目に活動強化月間と新規参入相談会への参加という２つの項目が追加となっております。様式上、評価点についての記載欄はございませんが、推進委員等の点検評価と同様に、ガイドラインにおいて各目標の達成率に応じた評価点数が決められており、またその合計点数によって点検評価結果の評語も決まっております。評価点及び評語の評価基準につきましては、１８ページに記載のとおりでございます。それに照らすと、令和５年度の豊田市農業委員会全体の評価点の合計は、成果目標が７点、活動目標２点、合計９点となります。それに対する評語は、目標に対して期待どおりの結果が得られたということになります。

なお、ガイドラインで最適化活動の点検評価について、総会で意見をいただくということが規定されている為、各委員から意見をいただきたいと考えております。

説明は以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。ここで、説明内容について委員の皆さんの質問を伺います。

（会場声なし）

特に質問もないようですので、これから委員の意見を伺います。その方法については、まず１つ目の令和５年度推進委員等の最適化活動の点検評価については、資料に記載されている担当地域ごとに、この地区の農業委員が各推進委員の点検評価についてまとめて意見をするものとします。資料に記載されている担当区域の番号順に委員を指名しますので、ご意見を簡潔に述べていただきます。

なお、欠席委員のいる地区については、事務局が欠席委員から事前に意見をいただいておりますので、事務局から意見を述べさせていただきます。また、２つ目の令和５年度農業委員会の最適化活動の点検評価については、私、伊藤政和が意見を述べます。

では、鈴木委員、豊田地区の点検評価の意見を伺います。

鈴木委員：豊田地区は、推進委員が１人交代した為、最適化活動を実施した推進委員の延べ人数は５人だということでもあります。あと、平均活動日数ですが、約４日ということで、昨年４年度とほぼ同じ日数でありました。令和５年度は、目標地図の素案作成を中心に活動を励んできたわけではありますが、目標日数１０日の半分も満たなかったというのが実績であります。現在、個人に任せ活動をしているわけではありますが、このままだと令和６年度も同様の活動日数にしかない可能性がある為、豊田地区全体で重点的に取り組む課題を決めるなどして、継続的に活動できるようなことを考えていきたいと思っております。

以上です。

議長：ありがとうございました。

次に、築山委員、高橋地区の点検評価の意見を伺います。

築山委員：高橋地区、令和5年度の平均活動は、約4日間で令和4年度からの評価に比べて1日減少したということがいえます。その理由として、推進委員の改選は、私以外全員が交代した為、最適化活動で何をしなくてはならないのかが理解を深めていただくのに時間を有したこと。それから、活動に支障が出るほどの大けがをした委員がいて、推進活動が思うようにいかなかったことが挙げられます。

令和6年度については、前半引き続き目標地図の素案作成を中心に取り組み、後半は新たに発生した遊休農地の解消活動を行うなど、目標達成できるように努めていきたいと考えております。

以上です。

議長：ありがとうございました。次に、深津委員、上郷地区の点検評価の意見をお願いします。

深津委員：上郷地区の推進委員の点検評価の意見でございます。上郷地区の推進委員の活動日数は、令和5年度、平均活動日数約4日、令和4年度と同程度の日数であります。推進委員は4名のうち2名は継続委員でありまして、2名が改選によりまして新しい委員の構成になっております。

委員ごとに活動日数を見ますと、継続委員は活動日数が令和4年度より増加しております。新しい委員については、継続委員と比べますと、平均2日程度活動日数が少ない結果になりました。活動日数が少なかった要因と思われるのは、新しい委員はどういう活動内容をすればいいのか理解するのに時間を要したのが要因と考えられます。

令和6年度は、毎月定例化している上郷地区農業委員会の会議を行い、活動内容について推進委員全体で共有してまいります。

また、新しく発生した緑区分の遊休農地の解消活動にも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長：ありがとうございました。次に、高岡地区の点検、石川委員お願い致します。

石川委員：高岡地区でございますけれども、このたびの委員の改選によって定員が1名減りましたので、新委員さんが1名減っております。結果、継続された方が2名、新任の方が4名ということでございまして、平均の活動日数が8日であります。これは前年度から1日増加しております。委員ごとの活動状況を見ますと、やはり新任委員の平均が6日で、継続された方が少ないですので、やはりこれは1年目ということでまだ不慣れな点があるのではないかと思います。しかしながら、やる気のある推進委員さんばかりですので、2年目になって活動日数が増えるのではないかとこのように思っております。現在、1人病気療養中の推進委員もいますので、平均の数値を上げることが難しいですけれども、その分頑張ってやっていけばと思っております。

以上でございます。

議長：ありがとうございました。次に、猿投地区の点検評価を梅村委員にお願いします。

梅村（逸）委員：猿投地区全体の令和５年度の平均活動日数は、４年度より１日減り、約７日でございます。理由としては、どこの地区も同じですが、委員改選によりまして我が猿投地区も４人のうち３人が交代した、そういうことでございます。そんな中でも継続委員は、目標であります１０日を達成しております。この地区は、緑区分の解消可能な遊休農地が多いことからその解消活動に努めたことが結果につながり、達成率は１４０％でございます。

令和６年度については、新規の緑区分の遊休農地が発生しておりますので、今後新任を含めた中で、解消活動に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

議長：ありがとうございました。次に、保見地区の点検評価を水嶋委員さんをお願いします。

水嶋委員：保見地区は、前年の令和４年度におきまして、横条前会長の指導により、全委員の方々が積極的に取り組み、再生困難農地調査、草刈り活動、目標地図素案作成など、積極的に行ったことが唯一の活動日数１０日を超えたものと認識しております。

令和５年度は、中心活動が目標地図素案作成であることは承知しているところですが、当地区は、農業委員、推進委員、３名全員が交代したこともあり、前任委員がほぼ仕上げていただいたこともあり、活動につながらなかったものと思っております。

令和６年度につきましては、横条前会長の指導及びノウハウを仰ぐとともに、一部の推進委員を引率して目標達成に向けてまいります。

以上です。

議長：ありがとうございました。続きまして、石野地区の点検評価を水野委員、お願いします。

水野委員：石野地区、推進委員は２人、２人とも継続委員です。ということで、活動日数については、達成できました。特に石野地区は、担い手がいません。ということで、自作農の農家が減って遊休農地が大変増えております。これ以上遊休農地を増やさないように、地主さんと話し合いをしながら、努力をしています。

令和６年度も引き続きパトロールを中心に最適化活動を行っていききたいと思っております。

以上です。

議長：ありがとうございました。次に、藤岡地区の点検評価を中島委員お願い致します。

中島委員：藤岡地区の推進委員は２人で、１人継続で１人は新任です。藤岡地区全体の令和５年度の平均活動日数は約８日、令和４年度から約１日減りました。減少

した理由として、新任委員の活動日数が前任委員と比較して少なかったことにあるが、緑区分の遊休農地の解消、新規参入促進の成果の目標の結果で見られるように、達成率は農業委員会内の筆頭格であり、自分なりに最適化活動を効率的に進めてくれていると考えています。

藤岡地区は、遊休農地が非常に多い地区であることから、令和6年度についても、引き続き地区内で相談しながら協力して解消に努めていきたいと思っています。

以上です。

議 長：はい。ありがとうございました。続きまして、松平地区の点検評価を伊藤喜代司委員お願い致します。

伊藤（喜）委員：松平地域は、推進委員が2人おります。そのうち1人は継続委員でありまして、ご覧いただきますように、ガイドラインのところの目標でも大変よくやっているというような結果が出ております。猿投の梅村さんから話がありましたように、新しい委員さんについては、やり方がよく分からないというところもあるかと思います。そういった意味でやや結果が下回る結果というような状況が評価で出ております。

課題というのか、これから取り組む方向ですが、御多分に漏れず私どもの地域も担い手がいないということでもありますので、遊休農地の解消にどのように取り組んでいくか、これから大変な、大事な課題だというように思っております。新しい推進委員を含めて、私も含めて頑張っ解消に当たっていききたいというように思っております。

以上であります。

議 長：ありがとうございました。続きまして、小原地区の点検評価の意見を加知委員よろしくお願いします。

加知委員：小原地区は、最適化活動について、十分カバーできない状況に5年度はありましたが、委員改選のタイミングで定数を1人増員していただきました。3人としてもらうとともに、自分自身も担当区域を持ち、4人で実施する体制に見直しを図っていただきました。

令和5年度を振り返ると、改正後については大幅に活動日数が改善できたと考えております。その理由としては、改選以前は、目標地図の素案作成については、全く初心者であったが、改選以降に4人で打ち合わせや現地確認などを重ね、急ピッチで進めたことによるものと考えております。

令和6年度については、推進委員の1人が都合により、けがをしたことにより、今月1日から交代となりましたけれども、引き続き全員で協議し、活動する機会を増やし、活動日数を増やすことだけではなく、成果を出せるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議 長：ありがとうございました。次に、足助地区の点検評価については、私から意見を述べさせていただきます。足助地区は、最適化活動については、令和5年度から推進委員5人と私の委員の1人で6人で実施する体制に変更しました

が、令和５年度の平均活動日数については、約８日間で令和４年度とほぼ同じでありました。個別に見ると、推進委員はほぼ目標の１０日に近い日数でありましたが、自分が足を引っ張ってしまった格好になってしまったので反省をしています。

成果目標においては、困難な課題である新規参入の促進について、２人の推進委員が目標を達成することができ、他地区に比べてよく頑張ったほうではないかと考えております。

令和６年度は、目標地図素案作成について引き続き行っていくとともに、担い手がいない区域が非常に多いので、将来について話し合う機会を増やしていけるとよいと考えております。

以上です。

次に、下山地区の点検評価の意見を伺いますが、倉地委員が欠席の為、同委員から預かった意見を事務局からお願い致します。

事務局：下山地区です。令和５年度は、目標地図の素案作成を中心に最適化活動を行いました。下山地区は、地域営農協議会など、地区内の農業関係者全体が集まる場を活用しまして、目標地図の素案作成の進め方を共有し、地域の方にも図面の作成に参画していただき、必要に応じて集落ごとに説明会を開き、現地確認や個別訪問による意向調査など、計画的かつ丁寧に活動を進めたことが目標である１０日に近い結果につながったのではないかと考えております。

令和６年度に入った現在は、地図の精度を上げる最終確認作業を行っております。素案は、完成して終わりではありません。目標地図の実現に向けて、地域計画の内容や状況変化に応じた地図の変更方法などについて、地域営農協議会等で継続的に話し合っておりまいます。

以上です。

議長：ありがとうございました。続きまして、旭地区の点検評価の意見を林委員お願い致します。

林委員：旭地区全体の令和５年度の平均の活動日数は約６日で、令和４年度とほぼ同じでした。活動の中心は、他の地区と同様で、目標地図の素案作成になりました。敷島自治区が先行地域だったので、令和４年度から地図の作業をしていました。ですので、その担当委員が他の推進委員さんにノウハウを横展開することで作業を進めた結果、他の推進委員さんとの活動日数の差が出てしまったのかなと思います。

令和６年度もこの委員を中心に地域計画の作成に協力していくことになると思います。他の推進委員さんもおの方についていけるように頑張っていただけるように、みんなで話し合っていきたいと思ひます。

以上です。

議長：ありがとうございました。次に、稲武地区の点検評価の意見を伺いますが、杉田委員が欠席の為、同委員から預かった意見を事務局からお願い致します。

事務局：稲武地区です。稲武地区は、各推進委員の令和５年度の活動日数は平均約３日で、令和４年度とほぼ同じであります。他地区に比べてかなり少ない日数と

なっていますが、その理由は兼業により最適化活動ばかりに時間を割くことができないことにあります。

令和5年度の最適化活動の中心は他地区同様、目標地図の素案作成でありましたが、前任の推進委員が後任の推進委員に大きな負担がかかることのないよう、限られた時間の中で地道に自分の足で地権者へ意向調査を行い、図面をほぼ完成させてくれていたので、素案作成については特に問題はないのではないかと考えております。

令和6年度は、作成した目標地図をベースに今後の稲武地区の農地利用のあり方や方向性について、話し合う機会を増やしていけるとよいと考えております。

以上です。

議長：ありがとうございます。次に、農業委員会全体の点検評価については、私から意見を述べます。

それでは、令和5年度については、農業委員会全体として目標地図作成の活動を中心に行ってまいりました。まず、国が重視する活動目標について、活動日数は約6日で目標達成とならず、令和4年度からも約1日減少したということです。その主な理由は、委員改選により新任委員が最適化活動について理解が深まるまでに時間を要したのではないかと考えております。

活動強化月間については、令和5年10月の農地パトロール、12月の戸別訪問、令和6年1月の再生困難農地調査と新任の推進委員への最適化活動のレクチャーという意味合いを含め、計画的に実施できたと考えております。

新規参入相談会への参加については、令和5年6月に開催された愛知県が主催する新規就農説明会へ豊田地区の推進委員にご協力いただき、参加できてよかったと考えております。

次に、成果目標についてですが、農地の集積については、国が示す実績の算出方法では、推進委員の努力が見えづらいものであると考えております。緑区分の遊休農地解消については、着実に進めていただけたと考えております。新規参入の促進については、農地所有者の同意を得る必要があるもので、実績を上げていく目標である中、改選後の推進委員も含め6人の方が実績を上げていただけたことについて感謝をしております。全体の評価としては、目標に対し期待どおりの結果が得られた、目標に対し期待を上回る結果が得られたを合わせて26人で、全体の約34%でありました。これは、令和4年度から7ポイント上昇していることから、委員改選があったことも踏まえると、一定の評価はできているのではないかと考えております。

令和6年度については、活動日数を増やす努力は必要であると考えています。最適化活動の交付金については、令和6年3月末に実施要項で交付金額の算出方法や交付基準が改正され、これまで以上に活動日数を重視する内容となっているので、令和5年度の活動日数である6日では大幅な減額となることが見込まれるということです。月10日のハードルはかなり高いが、どのように対応していくか今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

議案第38号で上程されました件について、採決致します。

ただいまの各委員からいただきました意見を農業委員会から出された意見としていくことについて、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：挙手多数と認めます。

よって議案第38号は承認決定されました。

報告案件について事務局より説明をお願い致します。

事務局：議案15ページ及び別紙配布資料19ページ及び20ページをご覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告致します。

続いて、議案16ページをご覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について」、49番古瀬間町の案件から、17ページをご覧ください。54番 御幸町の案件までの6件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告致します。

続いて、議案18ページをご覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」、15番浄水町の共同住宅及び自己用住宅の案件から、23ページをご覧ください。38番四郷町の自己用住宅までの24件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告致します。

続いて、議案24ページをご覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」、52番花園町の自己用住宅の案件から30ページをご覧ください。76番四郷町の自己用住宅の案件までの25件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告致します。

以上です。

議長：これで本日の全議案の審議を終了致しました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

閉会（午後2時57分）

議事録署名者